

なになぜ



議会に対する素朴な疑問をQ & A方式で
分かりやすく解説します。

政務活動費ってなに？

Q 昨年から何かと話題の「政務活動費」ってなに。

A 議員報酬とは別に、町で行っている政策や、議員自らが提言する政策の調査研究等の活動に支給されるものです。

Q 具体的にどのような費用が対象になるの。

A 議員活動のための書籍購入や各種研修会参加費、視察費、事務費などです。（詳細は左ページを参照）

Q 白鷹町はいくらなの。

A 条例の規定により毎月5千円の活動費が支給されています。剰余金があれば返還します。

Q ほかの町はどうなの。

A たとえば置賜のほかの町は、活動費なしから毎月一万円までさまざまです。

Q どうして問題になっているの。

A 大きな自治体議会（県議会など）になるほど支給額が大きく、収支報告書提出の際に領収書の添付まで求めている自治体もあり、使い道のチェックが出来ないケースもあるためです。

Q 白鷹町は、必ず領収書の添付が必要ですか。

Q そもそも「政務活動費」って必要なの。

A 地方議会やその議員の活動の重要性が増していることから、全国的に導入している自治体は増えているようです。

議員は常に様々な情

報を収集しスキルを磨く必要があり、そのための活動費です。

いずれにしても活動費の支給を受けている議員の活動がわかるように、常に公開しながら透明性を高めていくことが重要です。

